

生産緑地法第10条の買取り申出について

生産緑地地区の指定から30年を経過した場合、又は農林漁業の主たる従事者が死亡し、若しくは農林漁業に従事することを不可能にさせる故障を有するに至った場合、市へ生産緑地の買取り申出を行うことができます。

買取り申出の際は、下記の書類を用意の上、都市計画課へ提出してください。

なお、土地の相続の状況等により、必要書類が異なります。

必要書類	農業の主たる従事者が死亡した場合			農業の主たる従事者が故障を有するに至った場合
	遺産分割協議前	所有権移転登記前	所有権移転登記後	
生産緑地買取り申出書	○	○	○	○
農業の主たる従事者についての証明書 ※1	○	○	○	○
位置図（申請地を赤枠で囲む）	○	○	○	○
公図の写し（申請地を赤枠で囲む）	○	○	○	○
実測図（一筆の一部について申出をするときのみ必要。測量に関して資格を有する者が作成したもの）	○	○	○	○
登記事項証明書（＝全部事項証明書、3か月以内のもの）	○	○	○	○
印鑑登録証明書（権利者が複数の場合は全員のもの）	○	○	○	○
同意書	○	○	○	○
故障認定基準に該当することを証明できるもの ※2	/	/	/	○
戸籍謄本（全部事項証明書）及び相続人関係図 ※3	○	/	/	/
遺産分割協議書の写し	/	○	/	/
委任状（窓口で申出書を提出しにくる方がご本人でない場合）	○	○	○	○

※1 農業委員会に申請し、証明書の交付を受けてください。

※2 故障認定基準に基づき、農業の主たる従事者が故障に該当する場合は、買取り申出をすることができますので、故障認定基準に該当することを証明できるものを添付してください（別紙「生産緑地の買取り申出の故障認定基準」参照）。

なお、認定基準のその他事由(4)の場合は、事前相談及び故障の認定申請が必要になりますので、買取り申出前に故障認定申請書及び医師の診断書を提出してください。また、買取り申出の手続の際には、故障認定結果通知書の写しを添付してください。

※3 法定相続人全員の連名で申請できますが、相続人関係図を作成の上、被相続人の出生から死亡までを確認できる戸籍謄本、除籍謄本及び改製原戸籍と法定相続人全員の戸籍謄本（全部事項証明書）を添付してください。

武蔵村山市都市整備部都市計画課計画係

〒208-8501 武蔵村山市本町一丁目1番地の1

042-565-1111（内線272・274）